

## 第5回総量削減専門委員会における意見

2020年12月25日

一般社団法人 日本経済団体連合会

環境管理ワーキング・グループ 座長

吉住 正浩

標記会合における「資料4 指定水域における水環境改善の必要性及び対策の在り方について（骨子案）」等に関し、書面にて以下の意見を提出いたします。

### 記

#### 1. 指定水域における対策の示し方・内容

関係者が納得感をもって、各水域における取り組みを進めることができるよう、答申においては、水環境改善の必要性及び対策の在り方に関し、以下の点を明確に示すことを求める。

##### (1) 総量削減基本方針・総量削減計画策定に際する具体的指針の提示

現段階の記述では、「2 (1) 汚濁負荷削減対策及びその他の対策」の東京湾・伊勢湾について、追加の負荷削減を求めているのか、現状維持を求めているのかが不明確であり、東京湾・伊勢湾の負荷に関して、産業系の対策は「現状維持」とするのが妥当である。CODの環境基準は沿岸に隣接する水域の類型であるC類型（8mg/L以下）では、東京湾・伊勢湾を含め全ての水域で100%達成されている。資料2（本編）の「3-5 類型指定水域ごとの平均水質の変化」の、実現可能性があるケースである将来予測①～④のグラフを見ても、東京湾・伊勢湾におけるA類型（2mg/L以下）、B類型（3mg/L以下）の環境基準達成に向け、陸域からの負荷削減が果たす役割は小さく、産業系のさらなる負荷削減による水質改善効果は限定的である。

効果が限定されるにもかかわらず、追加で削減を行うにはエネルギー使用に伴うCO<sub>2</sub>排出といった環境負荷も伴う。改善効果を得るためのコストを十分考慮する必要がある。

なお、資料5に掲載されている各指定水域のCOD年平均値の推移のグラフと同様、資料2（本編）の「3-5 類型指定水域ごとの平均水質の変化」においても、グラフの中に類型ごとの環境基準値を追記すべきである。シミュレーションの各ケースにおける環境基準達成への影響を判断するうえで、基準値との比較は不可欠と考える。

## （2）結論に至る理由のわかりやすい提示

現段階の骨子案においては、「1. 指定水域における水環境改善の必要性」において各指定水域の方向性に関する記載部分と、「2（1）汚濁負荷削減対策及びその他の対策」の記載部分が分離している。また、水質総量削減の実施状況、水環境の状況に関する資料も別添で参考資料として提示されているのみである。

このような資料全体の構成にも起因し、それぞれの資料のどの部分のデータをどのように分析あるいは評価して、骨子案における対策に記載される結論を導くに至るのか、その理由や論理展開がわかりにくい。

また、現在の骨子案では、水環境改善の必要性についてCOD・窒素・りん的环境基準、有機汚濁の濃度レベルや貧酸素水塊の発生に関する記述はあるが、赤潮等の障害、水産資源、藻場干潟の状況や底質・底生生物の状況に関し、どのように評価したうえでの結論かに関する記述はない。

答申では、水環境改善の必要性と対策を記述する箇所において、指定水域ごとに記述をまとめるなどにより、今回の専門委員会の過程で得たデータ・分析資料の該当部分を引用しつつ、当該対策を結論づける理由あるいは解説をわかりやすく提示すべきである。

骨子案の冒頭には、CODの環境基準の達成率が低い原因が明らかになってい

ないのが現状と指摘されている。

この点、今後の検討課題を明確化・具体化する観点からも、水環境の分析等として答申に付属させる資料につき、その情報・分析を専門委員会としてどう評価したか、何がわかるかあるいはわからないか、また、陸域の汚濁負荷削減の要否・程度を判断するうえで今後何を明らかにする必要があるかにつき、理由とともに明示すべきである。

このような丁寧な分析・解説を行うことは、規制の在り方を提言する当専門委員会の重要な役割であると考えている。

## 2. 当委員会が検討・方向性を示すべき課題

骨子案では、全ての指定水域について、地域の実情を踏まえた各種取組の確実な推進が必要と指摘され、個々の場の特性も考慮した局所的対策が有効と記述されている。この点、局所的問題は残るが全般的な水環境が改善している現状に鑑みれば、さらに踏み込んで、答申では、指定水域における一律の負荷削減に代わる総合的な水環境対策の在り方を検討すべきとの方向性を明確に提示すべきである。今般の第9次総量削減の在り方についての環境大臣からの諮問文においても、意見を求める目的につき「総合的な水環境改善対策を推進するため」と明記されている。

このような観点から、骨子案で「3. 今後の課題」を挙げ、特に、指定水域及び指定地域の縮小・解除に向けて考え方の整理・検討を含めていることは評価できる。

加えて、今回の答申では、閉鎖性海域の総合的な水環境改善という望ましい方向性に照らし、必要な地域に対策を絞り、また水域ごとの特性に応じた対策により費用対効果を高める観点から、水質汚濁防止法に基づく総量削減制度の抜本的な見直しを提言することが適当と考える。瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申）においても、特定の水域ごとの実情に応じた対策の必要性や地域の合意による栄養塩類の管理の手続きのルール化が一

つの方策として示されている。その妥当性も含めて検討しつつ、国として水環境改善のために実効性ある法的基盤を提供すべきである。

その際、「総量削減」という従来の名称の変更や総量削減制度自体の廃止も排除することなく、速やかに現状に即した在り方について結論を出すことが必要と考える。生態系を含めた水環境回復が困難であることや、エネルギー使用や環境負荷を伴う対策であっても効果が薄いことを、十分考慮する必要がある。

今後の課題の検討の仕方については、幅広く調査研究を継続することよりもむしろ、必要な範囲での知見を計画的かつ効率的に収集して結論を導くことを重視すべきである。必要な制度改正や新規の法的枠組の実現を含め、今後の実現すべき内容と検討スケジュールも併せて示すべきと考える。

以上